

令和5年度児童相談所一時保護所第三者委員活動結果について

第三者委員の役割

- (1) 入所児童から一時保護所の生活等に関する相談の直接受付
- (2) 一時保護所の生活等に関して、権利擁護や福祉サービスの向上の視点から、入所児童、一時保護所及び児童相談所に対して助言
- (3) 一時保護所の日常的な活動状況の把握

活動の概要

令和5年度は5名の第三者委員が、月に2回、担当の一時保護所に出向き、主に次の活動を実施しました。

- 児童との面談
- 児童との昼食や日課活動への参加
- 所長、課長代理との意見交換

第三者委員からの主な意見等

(1) 児童間のトラブルについて

- ・「日中の活動時間において、他児が騒いでいて困っている児童がいます。具体的な状況の把握と改善に向けた取組をお願いします。」
(対応例) 騒いでいた児童への聴き取りを実施するとともに、児童間の座席を調整することで、双方にとって安心できる環境づくりに努めた。

(2) 支援内容、生活の充実について

- ・「大部屋での騒がしい生活に不安感を抱き、落ち着けない児童がいます。個室への移動を検討いただき、難しい場合には児童に理解できるよう説明をお願いします。」
(対応例) 児童と個別に面談を行い、一人になりたい時には職員に相談できることや、相談のタイミングや場所についても希望を言えることを説明した。

(3) 学習について

- ・「家庭教師の先生の教え方や勉強のペースなどについて困っている児童がいます。児童に合った先生の配置の検討をお願いします。」
(対応例) 児童の気持ちを受け止め、本児に合った家庭教師を再配置するよう対応した。

(4) 児童が抱える今後の不安について

- ・「相談部門が行っている調整の進捗状況の把握や、児童福祉司との早期面会を希望する児童がいます。本児への現状の説明や面会対応をお願いします。」
(対応例) 児童福祉司より早期に面接できなかった点について謝罪するとともに、登校や私物などの調整状況について進捗を説明した。また、帰りたい気持ちや学校に通いたい気持ちを受け止め、今後の流れについて丁寧に児童に説明を行ったことで、児童の理解が得られた。

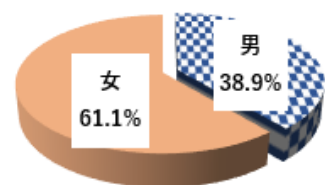
児童からの相談の特徴

令和5年度実績

総相談件数 2,569件
相談児童数 1,257名

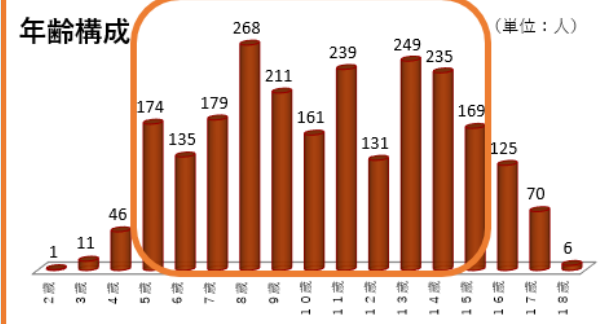
相談児童数(月別の実数合計)は1,257名であり、
総相談件数(一人の児童が複数の相談した場合に1件ずつ計上)は2,569件。
1所の月平均相談件数は約10件。

男女比



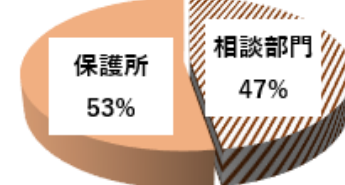
女児の相談が多い傾向

年齢構成



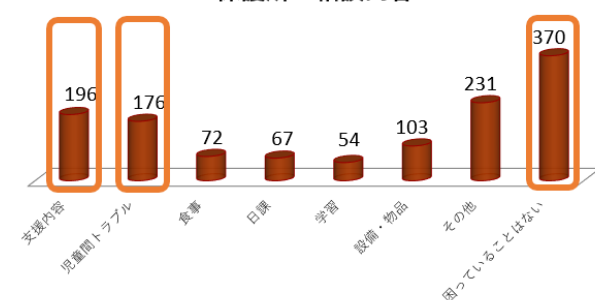
年齢別では5~15歳が多い

相談の種別



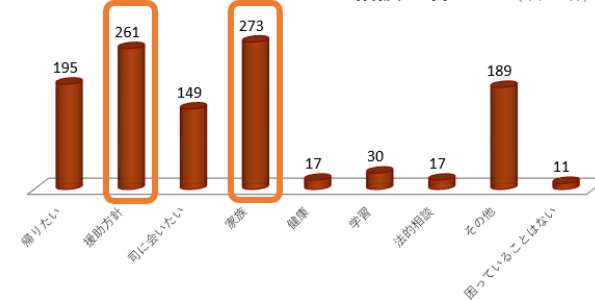
保護所に関する相談が約5割

保護所の相談内容



困っていることはないが最も多く、
支援内容、児童間トラブルに関する相談が多い

ケースワークの相談内容



家族、援助方針についての相談が多い

令和6年度における東京都の取組

- 【支援改善】 児童が安全・安心な生活を送れるよう、日頃から職員が児童を見守り、児童の特性に応じた支援を行うとともに、第三者委員の毎月の活動、アンケートの実施、意見箱の設置を通して児童の意見や要望を把握します。さらに、今年度より一部の一時保護所での意見表明等支援員を先行導入するなど、支援の改善に努めていきます。
- 【心理的ケア】 情緒面での課題を抱える児童に対応するため、児童が抱えるトラウマなどの課題に着目したアセスメントシートの活用や、心理教育を活用した個別支援を実施することで支援力を向上します。
- 【学習環境の充実】 運動・音楽・芸術といった専門性の高い教科の外部講師の派遣、アプリ等を活用した学習や、在籍校への通学・受験を控えた児童に対しては家庭教師の派遣など、児童のニーズに合った学習を提供するとともに、在籍校のオンライン授業の受講についても実施を進めていきます。
- 【課外活動】 児童の余暇活動・外出の充実のため、民間バスの借上げを行い、外出先の選択肢を広げるとともに、児童の気分転換を図ります。
- 【環境改善】 児童がくつろげる配置に変更するなど、居室空間の改善を図ります。
- 【研修の強化】 全職員を対象にした権利擁護に関する研修については、第三者委員に講師を依頼するなど、研修を強化します。
- 【体制強化】 取組を一層進めるため、一時保護所職員を4名増員しました。

引き続き、一時保護所の支援向上に取り組んでいく